

招集年月日	平成 29 年 3 月 15 日 (水)	午前 10 時 00 分開会
会 場	小美玉市本庁舎 3 階 議会委員会室	
出席委員	野村武勝、戸田見成、大槻良明、藤井敏生、福島ヤヨヒ、石井旭、市村文男議長	
欠席委員	なし	
説明員職氏名	林利家副市長、小松修也都市建設部長、飯田孝水道局長、 我妻智光産業経済部長、海老澤光志都市整備課長、関口茂建設課長、 村山幸太郎幹線道路推進課長、海東勝美管理課長、太田勉下水道課長、 秋元久夫基地対策課長、矢口正信農政課長、園部章一商工観光課長、 田村昇一空港対策課長、久保田一江農業委員会事務局長	
職務出席者の職指名	書記 富田 成	
付託事件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議案第 2 号 小美玉市工場立地法準則条例の制定について 2. 議案第 9 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(産業建設常任委員会所管) 3. 議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算(第 8 号) (産業建設常任委員会所管事項) 4. 議案第 15 号 平成 28 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号) 5. 議案第 16 号 平成 28 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号) 6. 議案第 17 号 平成 28 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 3 号) 7. 議案第 20 号 平成 28 年度小美玉市水道事業会計補正予算(第 3 号) 8. 議案第 32 号 市道路線の認定について 9. 議案第 33 号 市道路線の変更について 10. 陳情第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情 	
	開会宣言 平成 29 年 3 月 15 日 午前 9 時 58 分	
石井副委員長	改めまして、おはようございます。早速でございますが、定刻より若干早いんですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を始めさせていただきます。開会いたしますので、よろしくお祈りします。まず、初めに委員長挨拶、戸田委員長、よろしくお祈りします。	
戸田委員長	皆さん、おはようございます。せんだって皆さんにお会いしたばかりでございますけれども、きょうは 28 年度の補正ということで、皆さんからいろいろご説明をいただく会ということで、きょうはあいにくちょっと寒いですけれども、これから現地視察ということになると思うんですけれども、皆さん方ともども頑張っていきたいと思っておりますので、内容についてはそれぞれ詳しい説明をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。	
石井副委員長	ありがとうございました。続きまして、議長挨拶、市村議長よりご挨拶をお願いいたします。	
市村議長	それでは、おはようございます。きのうまで予算委員会ということで、全議案可決ということで、大変ご苦労さまでございました。きょうは最初の常任委員会ということで、	

	産業建設常任委員会、ただいま委員長からありましたように、主には補正かなと思いますが、そのほか市道路線の認定、変更についてということで、今から現地に行くようでございますが、あいにくの天気でございますので、気をつけて行ってください。以上でございます。よろしくどうぞ。
石井副委員長	ありがとうございました。それでは、執行部のほうを代表いたしまして、林副市長にご挨拶をお願いいたします。
林副市長	それでは、皆さん、改めましておはようございます。本日は産業建設常任委員会ということで、先ほどもございましたように、ちょっと足下の悪い中、委員の皆様方にはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、委員長、副委員長からもありましたように、きのう、おとといと予算特別委員会ということで、来年度の予算、全議案原案どおり可決いただいたということで、まことにありがとうございます。また、議会におきましては、3月2日からということで、先週は一般質問、今週はこれからまた常任委員会ということで、初ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。先日、議長の方からもございましたように、暑さ寒さも彼岸までということでございますが、三寒四温ということで、暖かくなったり、冷たくなったりしながら、少しずつよくなっていくのかなと思ひます。本日は議案の中に市道路線の認定というところで、現地調査、足下悪い中でございますが、慎重審議よろしくお願ひしたいと思ひます。また、執行部から提出しております議案9件でございますが、原案のとおり可決いただけると、まことにありがたいと思ひますので、慎重審議の上で可決いただければと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。本日はご苦労さまです。よろしくお願ひいたします。
石井副委員長	どうもありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思ひます。議事進行につきましては、戸田委員長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。
戸田委員長	議事に入りたいと思ひますが、議事の前に現地調査ということで、5カ所回ってまわりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。早速ですが、よろしくお願ひします。
	現地調査 10:15～11:30
	休 憩 11:30～13:30
1. 議案第 2 号 小美玉市工場立地法準則条例の制定について	
戸田委員長	それでは議事に入ります。本日の議題は、3月10日に付託された議案審査付託表のとおりであります。議案第 2 号 小美玉市工場立地法準則条例の制定について議題といたします。執行部より説明を求めます。
園部商工観光課長	それでは、議案第 2 号 小美玉市工場立地法準則条例の制定について、ご説明をさせていただきます。まず、提案の理由でございますけれども、工場立地法では県及び市は、条例により国の定める範囲内において、緑地及び環境施設の割合を策定することが可能となっていることから、小美玉市においても、これを緩和する準則条例を整備することによって、特定工場の活性化と工場誘致を推進するために、この案を提案したところで

	<p>ございます。次のページをお開きいただきたいと思います。この準則条例の主立った内容ですけれども、第 3 条の表におきまして、対象地区並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を定めております。まず、第 1 種区域は都市計画法で規定する工業地域で、緑地率を国が定める 20%以上を 10%以上に、環境施設面積率 25%以上を 15%以上に緩和するものでございます。次に、第 2 種区域につきましては、都市計画法で規定する工業専用地域で、緑地率を国が定める 20%以上を 5%以上に、環境施設面積 25%以上を 10%以上に緩和するものでございます。第 3 種区域につきましては、都市計画法で定める用途地域の定めのない区域、白地区域ということですが、この緑地率を国が定める 20%以上を 15%以上に、環境施設面積率 25%以上を 20%以上に緩和するものでございます。次に、第 4 種区域につきましては、第 3 種区域内の特に小美玉市において、重点的に企業立地を図るべき区域の緑地率について、さらに緩和を図るために、別に規則で定めることといたしました。準則条例の内容についての説明は、以上でございます。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。 これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>まことに申しわけございません。本当に初歩的な質問ですみません。第 1 種、第 2 種、第 3 種、第 4 種と言われても、どこがどういうふうでというところが小美玉市の中では、どこら辺が 1 種になって、どこら辺が 4 種になるのかということがわからないと、よく理解ができないので、簡単でいいですから、どういう区域が第 1 種になっているのか、お教えいただきたいと思います。</p>
園部商工観光課長	<p>それでは、福島委員からのご質問にお答えします。まず、第 1 種区域については、羽鳥にありますカゴメ、それから横浜ゴム周辺の区域となっております。次に、第 2 種区域につきましては、小川にあります大沼地区というところで、現在タカノフーズ、それから葛飾製菓、園部コンクリート、アクティオ、三松商事等が立地している区域となっております。それから、第 3 種区域につきましては、用途区域のない区域で、小美玉市においては農用地区域ということで、ほとんどの区域が第 3 種区域ということで定められているところでございます。それから、第 4 種区域につきましては、既に工業団地としての整備されている茨城空港テクノパーク、それから玉里地区にあります玉里工業団地、玉里北工業団地、桜山工業団地、それから小岩戸地区にあります農村工業等導入地区、イトウ製菓第 2 工場、大木建設等がある区域でございますけれども、その辺の区域を指しているところでございます。以上でございます。</p>
福島委員	<p>丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。小美玉市には、本当に工場の中ではこれだけのことを国の定めによって、緑地を少なくともいいというふうな今回の法律だと思いますけれども、小美玉市全体が緑地帯だというふうな確認からすれば、これはわかりました。</p>
藤井委員	<p>今のこのお話ですけれども、区域別にできた地図を作成してあるんですか。小美玉市の区域別の第 1 種から 4 種までのカバーした地図というものを作成をしてあるんですか、ないんですか。</p>
園部商工観光課長	<p>それぞれの区域の個別の地図は一部あるんですけれども、一目で区域別がわかるような地図は、まだ整備しておりません。</p>

藤井委員	市販するとか、そういった市民がもらえるというのはないですね。
園部商工課長	現在のところ、そこまでは考えておりません。
	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 2 号 小美玉市工場立地法準則条例の制定について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>2. 議案第 9 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p>	
戸田委員長	次に、議案第 9 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。
久保田農業委員会事務局長	<p>それでは、着座にて説明をさせていただきます。議案第 9 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。平成 29 年 3 月 2 日提出、小美玉市長でございます。提案の理由としましては、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項に掲げる農業委員等が実施した事務に対し、事業実績に応じて農地利用最適化交付金が国から交付されることに伴い、報酬及び費用弁償の額を改正するため、この案を提出するものでございます。1 ページをおめくりいただきたいと思っております。改正内容でございますが、別表中農業委員、農地利用最適化推進委員の月額報酬に、農業委員会に関する法律第 6 条第 2 項に係る交付金を年額 26 万 4,000 円以内で、市長が別に定める額を加算した額の文言を加えるものでございます。附則として、本条例は公布の日から施行するものです。議案質疑でもご説明しましたが、この交付金は全額農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬にのみ充てられるもので、農業委員会の必須業務となりました農地利用の最適化の推進に対し、その年の農地の集積率と遊休農地の解消の達成率により交付されるものでございます。具体的な金額につきましては、国が示した平均的な能率給、年額 24 万円に毎年変動する交付金額を考慮し、年額 26 万 4,000 円を上限とし、市長が定める額を支給するため、条例の一部改正をす</p>

	るものでございます。以上で説明を終わります。
戸田委員長	以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。
藤井委員	それでは、ちょっとお伺いします。今、説明ありましたけれども、事業実績に関して 26 万 4,000 円、これは条例で定めるわけですが、毎年事業実績というのがいろいろと違う実績、全国の例等で変わってくると思います。そういう中で、定額を定めてあるこの条例案をもし金額が変われば、また条例の再改正をするということになりますか。
久保田農業委員会事務局長	定額が定まっています、それに 26 万 4,000 円以内で市長が別に定める額を加算した額を加えるということで、ここの加算の分が変わるということになります。定額、月に払う報酬額は変更がありません。この交付金に関しては、今年度農業委員会法が改正になったことにより、新しい交付金になります。新制度に移行した委員会は、全国でまだ 2 割程度ということで、ことしが初年度になります。国が獲得した交付金をこの 2 割の公共団体に割り振るということで、今年度は非常に大きな額が来る予定とはなっておりますが、来年度以降はどういう金額が来るかということは、年度末になってみないとわからないということで、金額が定まらないというのが実情です。以上、説明とさせていただきます。
藤井委員	今、局長から年額が定まらないということです。そういう中で、支給するときに農業委員、あるいは農地利用の推進員に対して、支給のときに、この 26 万 4,000 円毎年もらえるんだというような、そういう思い込みもされる委員の方もおられるんじゃないかと思うんですが、そういったことはよく事情を説明して、実績に応じて年額変動しますよという話は、しなくてはいけないですね。いかがですか。
久保田農業委員会事務局長	今後、詳しい説明をしていく予定でございまして、会議において詳しく説明して、今後事業実績が上がるよう、各委員に説明をして、協力していただく予定でおります。
福島委員	この事業実績に応じてという、この言葉ですけれども、これはどなたかが事業実績というものを判断するわけですか。
久保田農業委員会事務局長	国の交付金です、市町村から県に申請をして、県から国にという形になるんですけれども、その事業を国が全体を見て、茨城県にはこれだけの金額ということで、割り振ってくるということです。遊休農地の解消と農地の集積ということは、点数制になります、どのぐらいやったかということで、何点という点数が各団体につきます。その点数に応じて、実際の基準額の 0.8 倍とか、1.1 倍とかという形で出てきますので、本当に毎年変わってしまうという額になってきます。
福島委員	個人的にも変わるんですか。
久保田農業委員会事務局長	現時点では、個人的にということ、小美玉市では考えていません。小美玉市全体でこれだけの成果がみんなで作って上がったという考え方をしていきたいというふうに、今は考えておりますが、これは最後に市長決裁をいただいて、そのときに確認したいと思います。

	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 9 号 小美玉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>3. 議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算(第 8 号) (産業建設常任委員会所管事項)</p>	
戸田委員長	次に、議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算(第 8 号)について議題といたします。執行部より説明を求めます。
関口建設課長	議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算(第 8 号) 産業建設常任委員会所管事項についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。5 ページをお開きください。第 2 表繰越明許費、建設課所管についてご説明いたします。上段でございます。6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名、農道排水路整備事業費でございます。400 万円でございます。金谷久保地内の農道整備事業の繰り越し分でございます。よろしく申し上げます。
海東管理課長	続きまして、管理課所管の繰越明許についてご説明申し上げます。8 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、道路橋梁維持管理費 3,748 万円でございますが、内訳は道路ストック総点検調査業務委託料 1,728 万円、道路舗装路盤補修工事、橋梁の附帯工事でございますが、これが 200 万円、橋梁補修工事、これは羽鳥橋でございますが、これが 1,820 万円、合計 3,748 万円を繰り越しさせていただきたいと思っております。以上です。
関口建設課長	続きまして、建設課所管についてご説明いたします。その下でございます。事業名、一般市道排水整備事業でございます。1 億 2,800 万円、内容といたしまして、市道美 1-8 号線、柴高西郷地地内でございます。ほか 5 路線でございます。よろしく申し上げます。
村山幹線道路推進課長	続きまして、その下の広域幹線道路整備事業につきましては、(仮称)石岡小美玉スマートインターチェンジアクセス道路である市道小 10916 号線ほか 4 路線の合計としまして、12 億 1,856 万 1,000 円の繰り越しをお願いするものです。以上です。

秋元基地対策課長	続きます。歳入について説明させていただきます。10 ページをお願いします。15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金のうち、交付金額の確定により、特定防衛施設周辺整備調整交付金については 2,400 万 2,000 円、再編交付金につきましては 2,148 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。
海老澤都市整備課長	続きます。同じく 5 目で土木費国庫補助金の 1 節土木管理費補助金でございますが、1 つは住宅建築物安全ストック形成事業費補助金で 2 万 1,000 円の補正増、同じく民間住宅関連助成事業補助金で 8 万円の補正減をお願いするものでございます。
関口建設課長	続きます。その下でございます。2 節道路橋梁費補助金でございます。750 万 5,000 円の減額補正をお願いしております。内容といたしまして、社会資本整備総合交付金 49 万 5,000 円でございますが、建設課、幹線道路推進課、管理課の合算となりますので、支出にて詳細は説明いたします。次になります。道整備交付金 800 万円の減額補正でございます。市道美 1-8 号線、柴高西郷地地区でございます。事業費の確定による減額でございます。よろしく願いいたします。
海老澤都市整備課長	同じく 3 節都市計画費補助金でございますが、1 つは社会資本整備総合交付金で 203 万 9,000 円の補正増をお願いするものでございます。こちらは羽鳥駅周辺整備事業に関するものでございます。同じく街路交通調査費補助金で 4 万 2,000 円の補正減をお願いするものでございます。
田村空港対策課長	続きます。11 ページをお願いいたします。16 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金につきましては、百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金 27 万 5,000 円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、防音サッシ工事に対する補助金の交付件数 5 件分の実績によりまして、当初 10 件分の国からの減額でございます。
久保田農業委員会事務局長	同じく 11 ページです。4 目農林水産費県補助金、1 節農業委員会費補助金につきましては、農地利用最適化交付金 839 万 2,000 円の補正増でございます。当初予算 780 万円のところで、事業の実績、成果による能率給部分の交付金額の内示により補正するものです。以上です。
矢口農政課長	続きます。農政課所管でございます。同じく 4 目農林水産費県補助金、2 節農業費補助金に 400 万 5,000 円を追加するものです。内訳でございますが、青年就農給付金事業費補助金に 518 万 4,000 円を追加し、経営体育成支援事業費補助金、ここから 177 万 9,000 円を減額し、機構集積協力金に 60 万円を追加するものです。次に、3 節農地費補助金の農地集積基盤整備促進事業補助金に 255 万円を追加するものでございます。いずれも内容につきましては、歳出の中で説明させていただきます。以上です。
海老澤都市整備課長	同じく 11 ページの 6 目土木費県補助金の 1 節土木管理費補助金でございますが、1 つは県木造住宅耐震診断費補助金で 3,000 円の補正増、同じく被災住宅復興支援事業補助金としまして 15 万 5,000 円の補正減をお願いするものでございます。
秋元基地対策課長	続きます。12 ページをお願いします。19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、1 節基金繰入金のうち、まちづくり繰入金 10 万円、2 つ下、道路整備繰入金 2,925 万 5,000 円の減額補正をお願いするものでございます。

村山幹線道路 推進課長	13 ページの上段になります。21 款諸収入、4 項受託事業収入、3 目土木費受託事業収入、1 節道路橋梁費受託事業収入の空港テクノパーク準備委託金につきましては 186 万 7,000 円の補正減をお願いするものでございます。以上です。
矢口農政課長	同じく 13 ページでございます。21 款諸収入、5 項雑入、5 目雑入、3 節雑入の小川排水樋管操作業務委託金に 3 万 3,000 円を追加するものです。続きまして、22 款市債、1 項市債、2 目農林水産業債、1 節一般公共事業債の畑地帯総合整備事業債から 460 万円を減額するものです。いずれも内容につきましては、歳出の中で説明させていただきます。以上です。
村山幹線道路 推進課長	続きまして、5 目合併特例債、広域幹線道路整備事業債につきましては 1,920 万円の補正減をお願いするものでございます。以上です。
関口建設課長	その次の次になります。護岸公園整備事業債でございます。810 万円の補正減をお願いしているところでございます。市道玉 793 号線、上玉里高崎地内の事業費確定による減額でございます。よろしくお願いたします。
海老澤都市整 備課長	同じくその下になります。J R 羽鳥駅及び駅周辺整備事業債で 1,260 万円の補正減をお願いするものでございます。以上で歳入に関する説明が終わりとなります。
秋元基地対策 課長	<p>続いて、歳出の説明に入らせていただきます。なお、職員給与費等、人件費については説明を省略させていただきます。19 ページをお願いします。2 款総務費、1 項総務管理費、16 目防衛施設周辺整備事業費 4,907 万 6,000 円の増額補正をお願いしまして、補正後予算 7 億 19 万 2,000 円とするものでございます。内訳としましては、1、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 2,625 万 5,000 円と補正増でございます。内容ですが、13 節委託料、用地補償調査等委託料 181 万 1,000 円の減、16 節原材料費、工事中材料 50 万円の減、17 節公有財産購入費、用地買収費 2,614 万 6,000 円の減、22 節補償、補填及び賠償金、物件移転補償費 890 万円の減、同じく 22 節電柱立木等移転補償費 439 万円の減、25 節積立金、道路整備基金積立金 5,832 万 2,000 円の増、同じく 25 節公共バス整備基金積立金 968 万円の増でございます。続きまして、再編交付金事業 2,282 万 1,000 円の補正増でございます。内容ですが、11 節需用費、消耗品費 9 万 9,000 円の減、15 節工事請負費、道路改良工事 448 万円の減、22 節補償、補填及び賠償金、電柱立木等移転補償費 98 万 5,000 円の減、25 節積立金、まちづくり基金積立金 1,000 万円の増、同じく 25 節公民館維持管理基金積立金 1,838 万 5,000 円の増でございます。</p> <p>続きまして、17 目基地対策費事務費、9 節旅費、普通旅費 10 万円の減でございます。以上です。よろしくお願いたします。</p>
田村空港対策 課長	同じく 19 ページ、18 目茨城空港推進費、1、茨城空港地域活性化事業につきまして、55 万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、19 節負担金補助及び交付金、防音サッシ工事に対する補助金であります百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金の交付件数 5 件分の実績によりまして、55 万円の減額でございます。以上でございます。
太田下水道課 長	32 ページをお開きください。4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環境衛生費、説明欄 7、戸別浄化槽事業特別会計繰出金 394 万 3,000 円の減額につきましては、戸別浄化槽事業特別会計繰出金の減額をお願いするものでございます。以上でございます。

久保田農業委員会事務局長	<p>同じく 32 ページです。6 款農林水産費、1 項農業費、1 目農業委員会費、1 節農業委員会委員報酬につきまして、農地利用最適化交付金による報酬の増加分 587 万 9,000 円の補正増でございます。議案第 9 号で報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご審議いただいたところですが、その改正により支払うことができる報酬になります。以上です。</p>
矢口農政課長	<p>それでは、農政課所管についてご説明いたします。議案の 33 ページになります。2 目農業総務費に 399 万 4,000 円を追加し、予算総額を 1 億 4,589 万 7,000 円とするものでございます。内訳でございますが、農業経営支援事業、19 節負担金補助及び交付金の補助金に青年就農給付金事業費補助金 518 万 5,000 円を追加するものでございます。これは先ほどの歳入の青年就農給付金事業費補助金の全部を充当するものでございます。この青年就農給付金事業費補助金でございますが、新規就農者に対する交付金でございます。45 歳未満の者で一定の条件を満たした者に交付されるものでございます。当初予算は 10 人分、1,425 万円を計上いたしましたが、受給者の増加によりまして 518 万 5,000 円の補正増をお願いするものでございます。次に、経営体育成支援事業費補助金 177 万 9,000 円を減額するものでございます。これも歳入でご説明いたしました経営体育成支援事業費補助金の全部を減額充当するものでございます。経営体育成支援事業、こちらの事業につきましては、地域農業の担い手の育成を目的に、農業用機械の導入などを支援するものでございます。この事業、平成 28 年第 2 回定例会におきまして、県からの内示に基づきまして 1,643 万円の補正予算のご承認をいただいたところですが、内示を受けた 9 人のうち 2 人が事業の実施を取りやめたために、177 万 9,000 円を減額するものでございます。次に、農地中間管理事業、19 節負担金補助及び交付金の補助金に経営転換協力金補助金 60 万円を追加するものでございます。こちらも先ほどの歳入の機構集積協力金の全部を充当するものでございます。この経営転換協力金補助金でございますが、農地中間管理事業に関連する交付金でございます。経営転換とか農業をやめた方が農地中間管理機構に貸し付けた場合に、貸し付け面積に応じた協力金が交付されるものでございます。こちらにつきましても、貸し付け面積の増加に伴いまして 60 万円の追加をお願いするものでございます。続きまして、6 目農地費から 2,054 万 2,000 円を減額しまして、予算総額を 5 億 8,885 万 9,000 円とするものでございます。</p> <p>内容でございますが、畑地帯総合整備事業、19 節負担金補助及び交付金の負担金、県営畑地帯総合整備事業負担金 325 万 4,000 円を減額するものです。これは歳入の畑地帯総合整備事業債 460 万円の減額を充当するものでございます。この負担金につきましては、上小岩戸地区で実施しています県営畑地帯総合整備事業に対する負担金でございます。平成 28 年度の事業内容が確定したことから、市の負担割合が変更になりまして、減額するものでございます。次に、補助金としまして、農地集積基盤整備推進事業補助金に 371 万円を追加するものでございます。これも歳入の農地集積基盤整備推進事業補助金の全部を充当するものでございます。この補助金につきましても、上小岩戸地区県営畑地帯総合整備事業に関連するものでございまして、担い手である経営体の農地集積がしやすいように、土地改良事業負担金の軽減を目的に、県 55%、市 25%で補助するものでございます。これにつきましても、28 年度の事業が確定したということから、371 万円を追加するものでございます。以上でございます。</p>
太田下水道課長	<p>農業集落排水事業特別会計繰出金 1,539 万 6,000 円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
矢口農政課長	<p>農政課所管、また続きになります。その下でございます。玉里地区地籍調査事業、13</p>

	<p>節委託料、地籍調査測量委託料 521 万 7,000 円を減額するものでございます。今年度発注しました玉里地区地籍再調査業務委託において、28 年度から業務の実施基準が変更されたことによりまして、人件費の削減により委託料の減額をするものでございます。次に、14 節地籍調査システム借上料 33 万円の減額でございます。これは地籍調査システム借上料の導入に当たっての入札の差額になります。続きまして、34 ページをお願いします。3 項水産業費、1 目水産業振興費に 3 万 3,000 円を追加し、予算総額を 59 万 8,000 円とするものでございます。これは水産業振興事業費の 13 節委託料、小川排水樋管操作業務委託料で、歳入でご説明しました小川排水樋管操作業務委託料の全部を充当するものでございます。小川排水樋管は、国土交通省霞ヶ浦河川事務所が設置した施設でございますが、市が管理を委託されているものでございます。こちらについても、平成 28 年度の作業実績が確定したことから、増額するものでございます。以上でございます。</p>
園部商工観光課長	<p>同じく 34 ページになります。商工観光課所管分の説明をさせていただきます。7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、中小企業活性化事業並びに 2 目観光費、観光振興事務費につきましては、それぞれ財源内訳の補正でございます。以上でございます。</p>
海東管理課長	<p>それでは、管理課所管の補正についてご説明申し上げます。35 ページをお開きください。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正前の額 1 億 3,528 万 3,000 円に今回 135 万 8,000 円の補正増をしまして、計 1 億 3,664 万 1,000 円とするものでございます。内訳でございますが、2、土木総務事務費、普通旅費が 1 万 5,000 円の更正減でございます。13 節委託料、これは道路台帳加除補正の委託料ということで 150 万円の増でございます。これは事業費確定による補正増ということで、お願いしたいと思っております。以上でございます。</p>
海老澤都市整備課長	<p>同じく 35 ページ、2 目建築指導費でございます。1 番、建築指導総務事務費として 32 万 2,000 円の補正減をお願いするものでございます。19 節負担金補助及び交付金の補助金としまして、被災住宅復興支援事業利子補給金は実績に伴います 15 万 4,000 円の制限、同じく民間住宅関連助成事業費補助金も、実績に伴います 16 万 8,000 円の補正減をお願いするものでございます。</p>
海東管理課長	<p>続きまして、35 ページ、8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費、これは 297 万円の補助金が確定したことに伴う財源入れかえでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。</p>
関口建設課長	<p>続きまして、建設課所管についてご説明いたします。36 ページをお開きください。3 目道路新設改良費、3、一般市道排水整備事業費 6,274 万円の補正減でございます。13 節委託料 890 万円の補正増、内容といたしまして、測量等委託 210 万円の減でございます。内訳といたしましては、市道小 107 号線小川地内でございます。執行額の確定による補正減でございます。こちらは先ほど歳入でご説明しました社会資本整備総合交付金の対象事業でございます。あと 1 つ内容といたしまして、市道美 164 号線境界復元でございます。寺崎地内でございます。60 万円の増、先ほど金額を忘れていましたけれども、270 万円の減額でございます。続きまして、実施設計等委託料 800 万円の補正減でございます。理由といたしましては、市道玉 793 号線、高崎上玉里地内でございますが、事業費の確定による補正減でございます。こちら社会資本整備総合交付金の対象事業でございます。続きまして、用地補償調査等委託料 1,950 万円の増額補正をお願い</p>

	<p>いするところでございます。理由といたしまして、市道美 1－8 号線柴高西郷地地内でございます。補償調査でございます。600 万円の補正増をお願いしております。こちらは先ほどの立地整備交付金の事業対象でございます。続きまして、市道美 1－8 号線、もこれは柴高地内でございますけれども、こちらは対象外でございます、不動産鑑定土地評価 1,000 万円の補正増をお願いしております。続きまして、市道小 10457 号線、中延地内の補償調査 350 万円の補正増をお願いしております。続きまして、14 節使用料及び賃借料 140 万円の補正減でございます。こちらは工事用道路借り上げ 140 万円の補正減でございます。市道美 1－8 号線、柴高西郷地地内でございますけれども、執行見込みより減額でございます。続きまして、15 節工事請負費 5,430 万円の補正減をお願いしております。内容といたしまして、一般市道新設改良工事 5,430 万円の補正減でございます。内容といたしまして、市道玉 793 号線道路改良工事業費確定に伴う補正減 930 万円でございます。こちらは社会資本整備総合交付金の対象事業でございます。市道玉 301 号線道路改良工事業でございますが、2,500 万円の補正減をお願いしております。栗又四ヶ地内でございます。社会資本整備交付金事業の事業債補正でございます。続きまして、市道美 1－8 号線、柴高西郷地地内の道路改良工事に伴う事業費の確定に伴う補正減をお願いしております。3,000 万円の補正減でございます。続きまして、市道美 164 号線の道路改良工事に伴う寺崎地内の道路改良工事に伴う事業費 1,000 万円の補正増をお願いしております。続きまして、17 節公有財産購入費 300 万円の補正減でございます。内容といたしまして、用地買収費 300 万円の補正減、市道美 591 号線、羽鳥高田地内でございますが、事業費の確定に伴う減額補正でございます。</p> <p>22 節補償、補填及び賠償金 1,370 万円の補正減でございます。内容といたしまして、物件移転補償費 1,200 万円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、市道美 1－8 号線、柴高西郷地地内、800 万円の補正増でございます。こちらは道整備交付金の事業対象でございます。市道美 1－8 号線、柴高西郷地地内でございますが、2,000 万円の補正減をお願いしております。事業費の確定によるものでございます。続きまして、電柱、立木等移転補償費 170 万円の補正減でございます。理由といたしまして、市道玉 793 号線、高崎上玉里地内の事業費確定に伴う補正減でございます。先ほどの社会資本整備総合交付金の事業対象でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
村山幹線道路推進課長	<p>続きまして、4、広域幹線道路整備事業につきましては、900 万円の補正増をお願いするものでございます。内容としまして、13 節委託料につきましては 300 万円の補正減をお願いするものですが、張星地内の市道美 1627 号線、羽鳥宿張星線におきまして、測量等委託料で境界復元の執行残として 350 万円の減となります。また、栗又四ヶ線におきまして、実施設計等委託料で詳細設計費として 150 万円の補正増、市道美 1627 号線におきまして、用地の補償調査等委託料で、補償再算定の執行残として 100 万円の補正減でございます。15 節工事請負費につきましては、市道美 1627 号線の工事費の増、羽鳥宿張星線東の工事費の減により、差し引き 160 万円の補正減をお願いするものでございます。17 節公有財産購入費につきましては、アクセス道路の用地買収費として 1,895 万円の補正増をお願いするものでございます。22 節補償、補填及び賠償金につきましては、535 万円の補正減をお願いするものですが、物件移転補償費でアクセス道路の家屋などの補償費として 765 万円の補正増、電柱、立木等移転補償費で、市道美 1627 号線の電柱移転補償等の執行残として 1,300 万円の補正減でございます。続きまして、5、特定幹線道路推進事業でございます。81 万 2,000 円の補正減をお願いするものです。内容としまして、13 節委託料につきましては、用地取得、物件補償管理システム登録分の執行残として 80 万 6,000 円の補正減、19 節負担金補助及び交付金につきまして 6,000 円の補正減をお願いするものですが、執行額の確定により県道の整備促進協議</p>

	<p>会負担金で 2,000 円の補正減、あと国道境界負担金で 4,000 円の補正減でございます。続きまして、6、空港関連道路整備事業につきましては 186 万 7,000 円の補正減をお願いするものです。内容としまして、下吉影地内の市道小 115 号線におきまして、用地交渉の不調により 13 節委託料につきましては、用地補償調査費として 5 万円の補正減、17 節公有財産購入費につきましては、用地賠償として 171 万 7,000 円の補正減、22 節補償、補填及び賠償金につきましては、立木等の移転補償費として 10 万円の補正減をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
海老澤都市整備課長	<p>同じく 37 ページでございます。8 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費でございます。2 番、都市計画総務費の 13 節委託料としまして、都市計画道路再検討調査業務委託料の契約の確定に伴います差額の 23 万 8,000 円の補正減でございます。同じく 2 目街路事業費のうち、3 番羽鳥駅周辺整備事業の 13 節委託料について、1,073 万 2,000 円の補正減をお願いするものでございます。これは駅舎及び自由通路実施設計業務委託料の契約額の確定に伴います差額の補正減になります。なお、財源内訳としまして、国庫補助金が 203 万 9,000 円の増、地方債が 1,260 万円の減、一般財源が 17 万 1,000 円の減ということになります。以上です。</p>
太田下水道課長	<p>4 目公共下水道費、説明欄 1、下水道事業特別会計繰出金 2,646 万 2,000 円の減につきましては、下水道事業特別会計繰出金の減額をお願いするものでございます。以上でございます。</p>
海老澤都市整備課長	<p>38 ページでございます。8 款土木費、2 項住宅費、1 目住宅管理費の 4 番の応急仮設住宅対策経費としまして 161 万 8,000 円の補正減をお願い申し上げます。1 つが役務費としまして、手数料 17 万 8,000 円の減でございますが、こちらは民間アパートの借り上げの仲介手数料として、実績確定による補正減でございます。14 の使用料及び賃借料で 144 万円の補正減となりますが、こちらは応急住宅の賃借料の実績に伴いまして、補正減となるものでございます。以上で説明を終わります。以上でございます。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>19 ページをお願いします。防衛関係のところ、項目と金額だけをお聞きしたんですけれども、内容的に全般的にもうちょっと詳しく説明をお願いいたします。</p>
関口建設課長	<p>防衛事業に関しましては、工事関係を建設課のほうで所管しておりますので、私のほうからご説明させていただきます。まず、用地補償等委託なんですけれども、こちらに関しましては、事業費の確定ということで、3 路線でございます。市道小 10742 号線ほか中延地内、それから市道小 10911 号線でございます。これは中央線という世楽から佐才に向かうところでございます。それから、市道小 20194 号線ほか 2 ということで、飯前地内、飯前の公民館付近からメロンロードに向かう道路改良工事に伴う補償調査の委託料の補正減をお願いしているところでございます。続きまして、公有財産購入費につきましては、一番大きなものといまして、先ほど触れましたけれども、市道小の 10911 号線、中央線でございます。現在、世楽、フジサキさんのところから、佐才公民館に向かって工事を進めて、用地買収を同時に、その先佐才公民館から紅葉石岡線に向かう道路を計画しているところでございますが、そちらの用地買収を進めているところでございますけれども、1 カ所早目に買ってしまおうと、次に線形がもし買える場合、動きが</p>

	とれなくなってしまうものですから、予定はしていたんですけども、購入ができなかったという状況でございます。それが主立ったもので 2,853 万 3,000 円の減額でございます。それで、中延地内の道路、市道小の 104 号線なんですけれども、そちらの用地買収がスムーズに進みまして、290 万円の増額がありましたので、そちらでの差で大きなものとしたしましては、そちらの差額になります。引き続きまして、物件移転補償費、こちらも市道小の 10911 号線、中央線に伴う 24 名の地権者でございますけれども、補償調査の補正減でございます。電柱、立木等の移転補償費につきましては、事業費確定による 6 路線でございます。6 路線は市道小 10378 号線ほか 2、これは野田地内でございます。ジーエム三正という企業がありまして、その付近の道路です。石岡カントリークラブの近くになります。市道小 30210 号線、これは下吉影地内でございます。下吉影の貝谷地内の地区でございます。それから、市道小 10742 号線、中延地内、それから市道小 20194 号線ほか 2、飯前地内、先ほどお話ししましたけれども、飯前公民館からメロンロードに向かう道でございます。それから、市道小 30266 号線、与沢地内、これは武井工業所付近の道路でございます、こちらについての合算金額が補正減という形になっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。
福島委員	ありがとうございます。中央線というところを主に防衛施設周辺整備事業という名前でやっているということが確認できました。ありがとうございます。
戸田委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 12 号 平成 28 年度小美玉市一般会計補正予算(第 8 号)について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶものあり】 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
	休 憩 14:25~14:40
4. 議案第 15 号 平成 28 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)	
戸田委員長	それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 15 号 平成 28 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について議題といたします。執行部より説明を求めます。
太田下水道課	それでは、小美玉市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、ご説明を

長 申し上げます。今回の補正予算につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ 6,904 万 9,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 15 億 4,582 万 4,000 円にお願いするものでございます。それでは、3 ページをごらんください。第 2 表繰越明許費でございますが、1 款下水道費、1 項下水道管理費、公共下水道施設復旧費で 2,464 万 8,000 円、同じく 2 項下水道建設費、公共下水道整備事業費で 5,992 万円、同流域下水道事業費で 1,357 万 4,000 円、同特定環境保全公共下水道整備事業費で 3,761 万円を繰り越すものでございます。これらにつきましては、年度内の予算執行が困難であるため、繰り越しをお願いするものでございますが、公共下水道施設復旧費につきましては、下高場中継ポンプ場施設復旧工事におきまして、制御盤製作に時間を要すること、公共下水道整備事業費及び特定環境保全公共下水道整備事業費につきましては、関係者との協議に不測の日数を要したこと、そして流域下水道事業費につきましては、茨城県が事業主体であります霞ヶ浦湖北流域下水道の事業執行に合わせるものでございます。続きまして、歳入でございます。6 ページをごらんください。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目受益者負担金の 1 節公共下水等事業負担金につきましては、現年分が 765 万 4,000 円の増額、滞納繰越分が 119 万 2,000 円の減額、合計 646 万 2,000 円の増額でございます。これにつきましては、当初予算の段階で見込んでおりませんでした前年度整備地区以外の新規加入者件数がふえたことが主な要因でございます。2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料のうち、1 節公共下水道使用料については 400 万円の減額、2 節特定環境保全公共下水道使用料が 422 万 9,000 円の減額でございます。続きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金のうち、1 節公共下水道事業費補助金については 3,660 万円の減額、2 節特定環境保全公共下水道事業費補助金が 1,030 万円の減額でございます。これにつきましては、市の要望額に対しまして国の内示が減額されたということでございます。4 款県支出金、1 項県補助金、1 目下水道費県補助金、1 節公共下水道事業費補助金のうち市町村下水道整備支援事業費補助金は 145 万円の減、また湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金が 22 万円の減、2 節特定環境保全公共下水道事業費補助金のうち、市町村下水道整備支援事業費補助金は 55 万円の減、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金が 41 万円の増で総額 181 万円の減額でございます。5 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては 2,646 万 2,000 円の減額でございます。6 款基金、1 項繰越金でございますが、729 万 9,000 円の増でございます。7 款諸収入、2 項雑入につきましては、消費税還付金といたしまして 1,109 万 1,000 円の増額でございます。これにつきましては、平成 26 年分の消費税に対する更正の請求により還付を受けるものでございます。8 款市債、1 項市債、1 目下水道債のうち、公共下水道事業債 2,400 万円、霞ヶ浦湖北流域下水道事業債 380 万円、特定環境保全公共下水道事業債 910 万円、いずれも減でございます。地方公営企業等災害復旧事業債につきましては、2,640 万円の増であり、全体では 1,050 万円の減額でございます。続きまして、歳出でございます。8 ページをお開き願います。1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目公共下水道総務費の説明欄 2、公共下水道一般管理事務費の 13 節委託料につきましては、契約差金といたしまして 265 万 9,000 円の減、19 節負担金補助及び交付金が排水設備工事費助成金について、2 万円の減でございます。2 目公共下水道維持管理費については、総額で 861 万 8,000 円の補正減でございます。内訳といたしましては、19 節負担金補助及び交付金のうち、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金 1,156 万 1,000 円減額及び 15 節工事請負費につきましては、施設復旧工事 294 万 8,000 円の増額でございます。これにつきましては、年度途中、霞ヶ浦流域下水道の菌除去掃除設置工事取りやめによりまして、維持管理負担金減額の決定を受けたものでございまして、施設復旧工事につきましては、下高場中継ポンプ場施設復旧工事において、自家発電機の一部機器の追加交換が必要になったことによります。3 目特定環境保全公共下水道総務費は、財源内訳補正でございます。続きまして、4 目特定環境保全公共下水道維

	<p>持管理費は、19 節負担金補助及び交付金のうち、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金 411 万 7,000 円の減額でございます。続きまして、9 ページでございます。2 項下水道建設費の 1 目公共下水道事業費の説明欄 2、公共下水道整備事業費につきましては、4,750 万円の減額でございます。内訳でございますが、13 節委託料 319 万円の減、15 節工事請負費のうち管渠埋設工事で 385 万円の増、汚水升設置工事で 400 万円の減、附帯工事で 546 万円の減、マンホールポンプ設置工事で 2,400 万円の減でございます。また、22 節、補償、補填及び賠償金の水道管移設補償金につきましては 1,470 万円の減でございます。2 目流域下水道事業費の 19 節負担金補助及び交付金の霞ヶ浦湖北流域下水道建設費負担金につきましては、633 万 5,000 円の減額でございます。3 目特定環境保全公共下水道事業費の説明欄 2、特定環境保全公共下水道整備事業費につきましては、総額で 640 万円の増額でございます。内訳といたしましては、13 節委託料 373 万円の減、15 節工事請負費につきましては、管渠埋設工事で 1,771 万円の増、汚水升設置工事で 40 万円の増、附帯工事で 100 万円の減、合計で 1,711 万円の増でございます。</p> <p>22 節補償、補填及び賠償金については、水道管移設補償費 698 万円の減でございます。次に、10 ページでございます。2 款公債費、2 目利子につきましては、23 節償還金利子及び割引料で 620 万円の減でございます。下水道事業特別会計補正予算につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
大槻委員	<p>どこをどうというわけじゃないんですけども、来年の公共下水道の工事予定とか、そういうのを見ると、だんだん年々少なくなっていくような感じはするんですけども、今後の見通しと、それから前にも聞いたことがあると思うんですけども、大体最終どのぐらいを何年ぐらいを一応予定しているとか、何年ぐらいが一番最終ぐらいになるのかということをちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
太田下水道課長	<p>水道工事の今後の見通しについてということのご質問でございますが、来年度の予算につきましては、せんだって特別予算委員会の中でお話もさせていただいたところでございますけれども、今後その後の法人の予定等につきましては、今年度経営戦略というのを立ててございまして、その中で今後の経営改善を図りながら、事業のほうの進め方についても考えているところでございますが、このご審議の後、その他の部分でそちらのほうをちょっとご紹介させていただきたいなというふうに思っていたところでございますが、建設工事費の考え方といたしましては、起債の額をベースに考えまして、それに国からの補助金、あるいは県の補助金等をいただきまして、工事費を算定して進めるということでございますが、記載額を 3 億円以内にとどめながら、それをベースにしながら、国庫補助金と県の補助金をいただいて、工事を進めるような形での計画としてございます。具体的に申し上げますと、大体そうなりますと、4 億円から 5 億円ぐらいの整備事業費というようなことで、金額が今のところ試算ではなっております。そのぐらいの金額の中で、今後整備を進めていこうというようなことで、検討はしているところでございます。この事業費のまま今後の整備を進めるとなると、現在公共下水道で対象としている区域面積というのは、2,351 ヘクタールもございまして、2,351 ヘクタールのうち、今整備が完了しているのは大体半分ぐらいでございます。半分残っているような状況なんです、これを大体 5 億円ぐらいの整備事業費で進めるとなると、向こう 50 年はかかるような形で試算はさせていただいているところでございます。以上でございます。</p>

大槻委員	<p>予算は大変厳しいと思いますけれども、まだまだ下水を入れてほしいというところはたくさんあると思いますので、大変でしょうけれども、ひとつ頑張っていたきたいと思います。以上で終わります。</p>
福島委員	<p>今、大槻委員がおっしゃったのと同じようなことかもしれませんが、前回は予算委員会の中で接続率なども聞かせていただきました。それなりに格差のないような、みんなに接続してもらおうということが工事に対して、大事かなとも思っていますし、それから望んでいるところがたくさんある。なるべく住宅密集地のようなところを早目になるような、そういう計画を立てていただいて、今聞いたら 50 年、おら、死んじゃうよという人ばかりなので、なるべく早く実現するように、これは要望をしておきます。</p>
戸田委員長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 15 号 平成 28 年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>5. 議案第 16 号 平成 28 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)</p>	
戸田委員長	<p>次に、議案第 16 号 平成 28 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
太田下水道課長	<p>それでは、小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、ご説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ 22 万 3,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 7 億 4,421 万 8,000 円とするものでございます。まず、5 ページをごらんください。歳入でございます。2 款使用料及び手数料、1 目使用料につきましては 100 万円の減額でございます。これにつきましては、主に 1 件当たりの平均使用料が当初見込んだ予算に比べ低くなってしまったということでの減額でございます。4 款県支出金、1 項県補助金、1 目農業集落排水事業費県補助金につきましては、農業集落排水事業費補助金が 19 万 1,000 円の増、農業集落排水施設接続支援事業費補助金が 44 万円の減で、総額で 24 万 9,000 円の減額でございます。続いて、6 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては 1,539 万 6,000 円の減でございます。7 款繰越金、前年度繰越金につきましては 1,291 万 2,000 円の増でございます。8</p>

	<p>款諸収入、3 項雑入でございますが、消費税還付金が 361 万円、消費税還付加算金が 9,000 円、東電損害賠償金 9 万 1,000 円の増で、合計 371 万円増額でございます。こちらにつきましましては、消費税還付金、消費税還付加算金及び東電損害賠償金の額の確定により補正増でございます。東電損害賠償金につきましては、当該南部処理施設のコンポスト原料処分費と汚泥放射線検査手数料に対するの支払い部分でございます。9 款市債、1 目農業集落排水事業債につきましましては 20 万円の減額でございます。続きまして、歳出でございます。6 ページをごらんください。1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水管理費、1 目農業集落排水総務費、説明欄 2、一般管理費、25 節積立金につきましましては 228 万 2,000 円の増、27 節公課費は消費税 70 万円、延滞税 7 万円の増額でございます。これは農業集落排水事業費補助金の額確定に伴う減債基金積立金の補正増と平成 27 年分の消費税の修正見込み分とそれに伴う延滞金について、増額補正をお願いするものでございます。続きまして、2 目農業集落排水維持費の説明欄 1、施設管理維持費、12 節役務費につきましましては、通信運搬費 9 万 1,000 円、手数料 67 万 4,000 円の増額でございます。また、13 節委託料につきましましては、設計業務委託料 165 万 6,000 円の減額でございます。続きまして、2 項農業集落排水建設費につきましましては、巴中部地区整備事業について、13 節委託料が実施設計委託料 350 万円の減、15 節工事請負費や污水管路施設工事 350 万円の増額でございます。これにつきましましては、契約差金による減額と設計工事に伴う増額についてでございます。次に、7 ページをごらんください。2 款公債費、2 目の利子につきましましては、地方債利子 238 万 4,000 円の減額でございます。以上で農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>1 つだけ、諸収入、雑入で、東電損害賠償補償金、今汚泥の検査をしたというのかな、どういう状況でこの補償金が収入になったのか、もうちょっと教えてください。</p>
太田下水道課長	<p>東電損害賠償補償金につきましては、東日本大震災に伴う福島原発の関係で、賠償金をいただいているものでございますが、ちょうどこの東日本大震災によりまして、巴南部地区の処理施設がこの震災で被災を受けて、巴中部処理施設では、そこに搬入されるというか、流されてきた汚水で汚泥というのができるわけなんですけれども、汚泥を原料にしまして、コンポストをできる施設を巴南部処理施設には備えているのでございまして、当時もちろん汚泥をコンポスト化していたわけなんですけど、震災後、汚泥が放射線の測定をしましたところ、放射線値が 1 キログラム当たり 200 ベクレル以上の放射線の測定になったということで、この汚泥をもとにしたコンポスト、いわゆる肥料が使用できないというようなことで、東電のほうにその旨協議をした中で、使えない汚泥の処理というものを補償金として、東電のほうからいただくというようなことでございます。湖北環境組合のほうに汚泥は搬出して、その処分費を支払っているわけなんですけど、この処分費について、全額東電側のほうに支払っていただく。お金を補償金としていただいて、それを原資としまして、処理料を湖北環境のほうにお支払いさせていただいているという状況でございます。あわせて、毎月放射線量を測定してございまして、測定する費用につきましても、東電側のほうに支払っていただいているというような状況でございます。以上です。</p>
福島委員	<p>詳しい説明ありがとうございました。湖北環境組合でどういう処理をしているか、もしわかれば教えてください。</p>

太田下水道課長	<p>実は、今搬出している汚泥、湖北環境で処理はしていただいているところですが、搬出している汚泥の放射線量は正常値になってございまして、当初東日本大震災に遭われた当時は、高いときで 400 ベクレルぐらいの数字が出ていたわけなんです。現時点ではその線量が 50 ベクレルから 100 ベクレルぐらいの間でおさまってございまして、国からの農水省のほうから示されているものでは、200 ベクレル以内であれば、コンポストとして使用して何の問題もないということで、通達の中ではお示しがあるわけなんです。そのようなものでございまして、実際のところまだコンポストの使用自体がなかなかできない状況ということもあって、その処分を普通の汚泥と同じように、湖北環境組合のほうで処理をしていただいているというような状況でございまして。線量が現在は通常値を示しているものに対して、湖北環境組合の中で、そういうような処理をしていただいているというふうになってございまして。以上でございまして。</p>
戸田委員長	<p>他に質疑はございせんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございせんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 16 号 平成 28 年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございせんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
6. 議案第 17 号 平成 28 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 3 号)	
戸田委員長	<p>次に、議案第 17 号 平成 28 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 3 号)について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
太田下水道課長	<p>それでは、小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 3 号)につきましてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、予算総額から歳入歳出それぞれ 2,892 万 6,000 円を減額し、予算総額をそれぞれ 5,289 万 6,000 円とするものでございまして。</p> <p>まず、5 ページをごらんください。歳入でございまして。1 款分担金及び負担金、1 項分担金の受益者分担金につきましては 219 万円の減額でございまして。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金につきましては 942 万 9,000 円の減です。4 款県支出金、1 項県補助金、2 目浄化槽市町村整備推進事業費補助金につきましては 504 万 2,000 円の減でございまして。6 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては 394 万 3,000 円の減額でございまして。これらの歳入につきましては、いずれも戸別浄化槽の設置実績数確定に合わせての</p>

	<p>補正減でございます。7 款繰越金、前年度繰越金としまして 197 万 9,000 円の増でございます。8 款諸収入、3 項雑入につきましては、消費税還付金としまして 89 万 8,000 円、消費税還付加算金 1,000 円の増でございます。9 款市債、1 目浄化槽事業債でございますが、こちらは 1,120 万円の減でございます。こちらにつきましても、戸別浄化数の実績数確定に伴う補正減でございます。次に、歳出でございます。6 ページをごらんください。1 款戸別浄化槽事業費、1 項浄化槽管理費、1 目浄化槽総務費の 25 節積立金につきましては 473 万 8,000 円の減、27 節公課費が消費税 12 万 2,000 円の増額でございます。減債基金積立金の減額につきましては、浄化槽市町村整備推進事業費補助金の減額変更に伴うものでございまして、消費税の増額につきましては、平成 27 年度の修正申告分でございます。2 目浄化槽維持管理費につきましては、12 節役務費、手数料が 123 万円の増額でございます。続きまして、2 項浄化槽事業費、15 節工事請負費の戸別浄化槽設置工事につきましては 2,523 万 6,000 円の減額でございます。</p> <p>こちらにつきましては、当初 28 基の浄化槽設置を予算化しておりましたけれども、実際 12 基しか設置ができなかったということで、できなかった 16 基分の工事につきまして、減額補正するものでございます。2 款公債費、2 目利子でございますが、長期債利子といたしまして 30 万 4,000 円の減でございます。戸別浄化槽事業特別会計補正予算の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>6 ページの設置を初めに 28 基予定していたけれども、12 基しか設置できなかったと、これはいろいろな事情、申し込みがあってもできなかったのか、申し込みそのものがなかったのか、そこら辺のところをお聞かせください。</p>
太田下水道課長	<p>ただいまの福島委員からのご質問につきまして、浄化槽の設置ができなかった理由についてということで、申し込みがなくてできなかったのか、申し込みがあったんだけど、できなかったかということでございますが、浄化槽の設置に関しての問い合わせというのは、結構電話等でも特に市民の方というよりも、むしろハウスメーカーあたりから、結構問い合わせがあったりしております。設置の条件等に合わなくて、辞退される方が多いというのが状況でございます。以上でございます。</p>
福島委員	<p>とてもいい事業だとは思っていますけれども、ハードルの高さでできないという人がいると思います。ハードルはそれなりになくてはいけないと思いますけれども、せっかくこういう事業を始めた中で、もう少し皆さんに設置していただけるような、何かいい施策をぜひとも考えていただいて、普及されるように願っております。これは要望しておきます。以上です。</p>
戸田委員長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p>

	<p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 17 号 平成 28 年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算(第 3 号)について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
<p>7. 議案第 20 号 平成 28 年度小美玉市水道事業会計補正予算(第 3 号)</p>	
戸田委員長	<p>次に、議案第 20 号 平成 28 年度小美玉市水道事業会計補正予算(第 3 号)について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
飯田水道局長	<p>それでは、議案第 20 号 平成 28 年度小美玉市水道事業会計補正予算(第 3 号)の説明をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。1 ページ目をお開き願います。今回の補正につきましては、収益的収入及び支出のうち、支出について 2,553 万 7,000 円の補正減をお願いするものでございます。次に、資本的収入及び支出のうち、収入について 2,782 万 2,000 円、支出について 1 億 600 万 6,000 円の補正減をお願いするものでございます。続きまして、5 ページをお開き願います。補正減の内容につきましては、1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目浄水及び排水機につきましては、不用額の発生により 2,174 万円の減額をお願いするものでございます。施設の内訳につきましては、燃料費、委託料、動力費、薬品費でございます。なお、動力費の大幅な減額補正の理由につきましては、燃料費調整額などの電気料金単価が昨年度よりも値下げされたため、当初見込んでおりました予算額から不用残を制限するものでございます。次に、3 目総がかり費につきまして、不用額の発生により 379 万 7,000 円の減額をお願いするものでございます。節の内訳につきましては、報酬、法定福利費、被服費、消耗品費、光熱水費、通信費、委託料、賃借料、修繕費、負担金、貸倒引当金繰入額でございます。続きまして、7 ページをお開き願います。1 款資本的収入、1 項 1 目の借入金で 486 万円補正増額するものでございます。理由といたしましては、新規加入金の収入見込額増によるものでございます。次に、2 項 1 目の工事負担金につきまして、3,268 万 2,000 円の減額をお願いするものでございます。理由といたしましては、当初予定しておりました道路改良工事並びに下水道工事に伴う附帯工事件数の減によるものでございます。続きまして、8 ページをごらんいただきたいと思います。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設工事費、節の工事請負費並びに委託料につきまして、1 億 600 万 6,000 円の減額をお願いするものでございます。理由といたしましては、当初予定しておりました道路改良工事並びに下水道工事に伴う附帯工事の年度内工事の延期によるもので、不用額が発生したため、減額するものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p>
福島委員	<p>初めに、電気料が減ったというのは、とてもいいことだなと思って、この料金が下が</p>

	ったというのは、要は電気会社をかえたのか、それとも電気料金そのものの定価が下がったのか、その点はどういうふうな理由でしょう。
飯田水道局長	これにつきましては、電気会社は東電エナジーのままで変更はしておりません。主な理由といたしましては、燃料費調整額というのが電気料金に対して加算される場合と、今回のように減額されるというのがあります。これは原油価格の輸入額、これに応じて高ければ加算、低くなれば減額というふうな形で、28 年度の場合にはマイナスになったのが主な要因でございます。
福島委員	わかりました。電気料金、今いろいろな会社があるような話も聞いておりますので、よく研究をしていただいて、なるべく少なくなるようによろしくお願ひしたいと思っております。
飯田水道局長	この計算につきましては、大体予定より 5 円ほど、1 キロワット当たり約 5 円安くなりましたので、年間の総使用量、キロワットですが、これが大体 350 万キロワットですので、大体掛けるとこのぐらいになるかと思えます。
福島委員	わかりました。ありがとうございました。それから、次の 7 ページ、収入、支出も同じですけども、予定していた工事そのものが下水道工事がおくれたとか、水道工事そのものがおくれたのではなくて、ほかの影響だというような話なのでですけども、これもせっかく予定したので、予定どおりできるように、次の機会は水道もとても大事なところなので、これは要望になりますけれども、こういう残金が残らないように、ぜひともうまく進めていただきたいなと思っております。要望でいいです。
戸田委員長	他に質疑はございませんか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。 【「なし」と呼ぶものあり】 ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 20 号 平成 28 年度小美玉市水道事業会計補正予算(第 3 号)について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」と呼ぶものあり】 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
8. 議案第 32 号 市道路線の認定について	
戸田委員長	次に、議案第 32 号 市道路線の認定について議題といたします。執行部より説明を求めます。

海東管理課長	<p>それでは、議案第 32 号 市道路線の認定についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、1、小美玉市市道美 1630 号線、納場保育園わきの道路でございます。これは農道整備工事に伴い、新たに市道路線として認定するためでございます。2 番、小美玉市道美 1640 号線、これは市道路線の変更に伴い、新たに市道路線として認定するためのものがございます。小美玉商事のわきの道路でございます。3 番目が市道玉 5344 号線、開発行為に伴い、新たに市道路線として認定するものがございます。次ページをお開きください。起点、終点でございますが、まず納場保育園のわきでございますが、起点が小美玉市納場 121 番 1 地先、終点と同じく納場の 114 番 1 地先、幅員でございますが、最小が 4.6 メートル、最大が 4.8 メートル、延長が 226.2 メートルでございます。2 番目、市道美 1640 号線、起点が柴高 738 番地の 4、終点が柴高 870 番地先、幅員が最小で 2 メートル、最大でも 2 メートルでございます。延長が 80 メートルでございます。3 番目が玉 5344 号線、起点が上玉里 38 番の 16 から、終点が小美玉市上玉里 38 番の 128 地先でございます。幅員が最小 6.05 メートル、最大が 7.02 メートル、延長が 42.19 メートルでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 32 号 市道路線の認定について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
9. 議案第 33 号 市道路線の変更について	
戸田委員長	<p>次に、議案第 33 号 市道路線の変更について議題といたします。執行部より説明を求めます。</p>
海東管理課長	<p>議案第 33 号 市道路線の変更についてご説明申し上げます。提案理由、1、小美玉市市道美 1492 号線、払い下げによる道路の一部用途廃止に伴い、市道路線を変更するためということで、これはオンザワ商事の案件でございます。2 番目、小美玉市道小 20361 号線、同じく払い下げによる道路の一部の用途廃止に伴い、市道路線を変更するためのものがございます。これは川戸の沼田機業の案件でございます。次ページをお開</p>

	<p>きいたきたいと思います。まず、小美玉商事の案件でございますが、変更前が 1 として路線名が市道美 1492 号線、起点が柴高 856 から終点が柴高の 739、延長が 311.89 メートルだったのが変更後に起点が柴高 8626 から終点 855 の 1 ということで、延長が 115.0 メートルに変わります。続きまして、川戸の沼田機業の案件でございますが、変更前、市道小 20361 号線、起点が川戸の 1023 から終点が川戸の 1557、延長が 541.6 メートルだったのが変更後、起点、川戸 1023 番地から終点が川戸 1140 番の 1 ということで、延長が 341.6 メートルに変わるものでございます。次ページに図面がついていますが、ご参照いただきたいと思います。説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に討論に入ります。討論はございますか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ないようですので討論を終結いたします。これより採決に入ります。議案第 33 号 市道路線の変更について採決いたします。おはかりいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。</p>
10. 陳情第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情	
戸田委員長	<p>陳情第 1 号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる陳情について議題といたします。議会事務局より説明を求めます。</p>
富田書記	<p>それでは、陳情第 1 号について、受理の経緯と概要について説明いたします。本陳情第 1 号は、東茨城郡茨城町上飯沼 626、茨城中央農民組合、代表者、浅井紘一様から、平成 29 年 2 月 27 日付で提出され、同日付で受理しております。陳情の内容でございますが、多くの稲作農家の再生産と農村を支えてきた農業者戸別所得補償制度が平成 26 年度から経営所得安定対策に切りかわり、平成 30 年産米から廃止されようとしている。については、経営を下支えする政策を確立するためにも、農業者戸別所得補償制度の復活について、政府、関係機関に対し意見書の提出を求めるというものでございます。なお、陳情書の裏面が意見書の案となっております。以上でございます。</p>
戸田委員長	<p>以上で説明は終わりました。質疑、意見はございませんか。</p>
福島委員	<p>意見を言わせていただきたいと思います。先ほどお昼のニュースを見ておりまして、アメリカのほうから日本の農業が狙い撃ちにされるというような中で、農業、特に</p>

	茨城県小美玉市、農業県、そして農業国だと思えます。これは小美玉市がどうのこうのということではなくて、国にこの制度をぜひともという陳情なので、私はぜひともこれは採択していただきたいなと思っております。日本の農業を支えることが国土を守ることではないかなと思っておりますので、そのような意見を言わせていただきました。
野村委員	もう少し、調査をして、近隣市町等の動向も把握したいので、継続審査を希望します。
戸田委員長	継続審査というご意見がございます。継続審査について、賛成の方、挙手を願いたいと思えます。 〔賛成者挙手〕 挙手多数と認めます。よって、本案は継続審査すべきと決しましたので、よろしくお願いたします。以上、本委員会に付託されました案件の審査につきましては、全部終了いたしました。
その他	
戸田委員長	以上で本定例会に付託された案件の審査は終了いたしました。次に、その他に移りたいと思えます。その他のほうで何かありますか。
海老澤都市整備課長	都市整備課のほうから、時間をいただきまして、立地適正化計画の策定についてご説明させていただきたいと思えます。立地適正化計画の位置づけは、都市計画法に基づく市町村末端からの一部とみなされていることから、今回産業建設常任委員会において説明させていただくこととしましたので、よろしくお願したいと思えます。資料のほうをよろしくお願いたします。立地適正化計画の策定についてということで配付させていただきます。国土交通省関東整備局が作成した立地適正化計画推進のための処方箋、ガイドライン、こちらの抜粋でございます。立地適正化計画とはということで、市町村が都市全体の観点から作成する居住機能や福祉、医療、工業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとされていますということで、1面の中段あたりなんです、立地適正化計画の区域等のイメージ図が示されておりまして、緑で入れられている部分が立地適正化計画区域となり、都市計画区域全体とすることが基本となっております。また、赤くマルで囲まれた部分になりますが、都市の中心拠点や生活拠点となる場所に都市機能を誘導区域ということで利用を設定します。そこに福祉施設や教育施設、商業施設、行政施設等の地域の実情に応じた都市機能に立地を誘導し、各種サービスの効率的な提供を図ります。次に、青く囲われた部分になりますが、都市機能誘導区域の周辺に都市機能の利用圏として、居住誘導区域というエリアを設定し、各拠点同士を公共交通で結びます。1ページの下欄に都市機能誘導区域に必要な誘導施設という記載で幾つか載っておりますので、そちらを見ていただければと思えます。 資料の2ページでございますが、立地適正化計画の実用性ということで、人口動態等、丸印の3番目ですが、地方都市においては、今後30年で2割から3割強の厳しい人口減少が見込まれることから、地方都市の現状と課題として、多くの地方都市では急速な人口減少と高齢化に直面し、地域の産業の停滞もあり、活力が低下します。住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地が形成されます。厳しい財政状況下で、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況であります。こうした状況下で、今後も都市を持続可能なものとしていくために、都市

の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点から取り組みを強力に推進する必要があります。資料の 3 ページでございますが、こちらは都市構造の見直しということで、図の左側をごらんいただいて、圏域、マーケットの中に機能や居住地が分散していると、人口減少により、各機能の効率が低下し、拠点が維持できなくなるおそれがあります。そこで、図の右側になりますが、機能を拠点に集約し、コンパクト化した拠点を周辺地域とネットワーク化して、新しい集積を形成することにより、低下サービスの持続性としていく計画を考えています。こういった考えのもと、国においては平成 26 年度都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画制度を創設し、推進しているところでございます。また、小美玉市ですが、将来人口推計の分析によると、総人口は 2010 年以降一貫して減少が続き、2040 年には約 4 万 1,000 人程度になると推計されることや都市機能の維持管理が困難になることが予想されることから、本市の将来像に見合った都市のあるべき姿を検討し、持続可能なまちづくりを実現することが不可欠であると考えております。この考えから、29 年度から立地適正化計画策定にも着手し、平成 30 年度の普及を目指したいと考えております。なお、県内の策定取り組み状況でございますが、28 年 12 月末時点で、県内では 12 市町で立地適正化計画の策定について、具体的な取り組みが進められております。大きなところでは水戸市、土浦市、下妻市、また隣の石岡市のほうでも取り組みが始まったということでございます。簡単ではありますが、今回時間をいただきまして、立地適正化計画策定についてご説明させていただきました。お願いいたします。

太田下水道課長

それでは、貴重な時間をいただきまして、ここで下水道事業経営戦略というものを策定いたしましたので、これよりご説明を申し上げます。お手元に下水道事業経営戦略の概要、それと計画書の本体でございます公共下水道事業経営戦略及び農業集落排水事業経営戦略、こちらのほうをご用意いただきたいと思っております。それでは、レジュメに沿って簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。まず、経営戦略というものでございますけれども、こちらにつきましては、既存の下水道施設の老朽化に伴うメンテナンスの大量発生、そして人口減少の影響等によりまして、経営環境の厳しさがますます増大していく中におきまして、将来にわたってサービス提供を安定的に継続させていくために、基本計画として策定するものでございます。この基本計画をなぜ今策定するのか、策定したのかというようなことでございますが、以前より総務省より策定の要請があったわけではございますが、そのほかに平成 29 年度から下水道事業の地方交付税措置というものがこの経営戦略策定を要件化、つくっていることというのを条件化したというようなことで、今回急遽 28 年度中に策定が必要になったというところでございます。これをもしつくらなかったとなりますと、来年度の交付税措置が試算では 7,500 万円の減額となるということでございましたので、急遽策定をさせていただいたところでございます。この経営戦略の中で計画をさせていただいているのは、38 年度までの期間とさせていただいております。それまでの期間について、どのような基本方針で進めるかということでございますが、公共下水道事業、そして農業集落排水事業をもとに、レジュメのほうに記します基本方針、こちらによりまして、これによって事業運営を図っていくこととしてございます。公共下水道事業につきましては、3 つほど基本方針として示させていただいておりますが、安心で快適な生活環境の実現、そして安全で計画的な施設の構築、運営、また水洗化の推進、接続率の向上等によりまして、財政負担の軽減を図るといような部分で、基本方針を記させていただいているところでございます。また、農業集落排水事業につきましては、未整備地域の効率的な整備手法の確立を目指す、また安全で計画的な施設の機能維持と運営、そしてさらには接続率の向上等を図る中で、経営の効率化を目指していくというようなことを基本方針とさせていただいております。こちらの計画書につきましては、今後毎年決算時期に進捗管理を行いまし

	<p>て、これから5年後をめどに見直しを図っていく予定でございます。計画書の本体のほうをごらんいただきたいんですが、計画書の中にA3、こちらに財政計画も記させていただきます。後で申しわけございませんけれども、こちらはごらんいただければというふうをお願いいたします。経営戦略の内容に沿った中で、今後一層の事業効率化と経営健全化を図ってまいりたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
矢口農政課長	<p>それでは、農政課のほうから1つだけ報告させていただきます。今回、指定管理者の指定についてということで、皆様方のところには資料のほうは用意させていただいておりませんので、口答でのご説明とさせていただきます。指定管理者の指定についてということで、22日の全員協議会におきまして説明をさせていただいた後に、追加議案として提出をさせていただきたいと考えております。指定管理者の対象施設は、小美玉市美野里シビック・ガーデンでございます。現在、小美玉農業公社のほうで指定管理者として管理のほうをしていただいておりますが、今年度末、3月31日で5年間の期間が満了になるということで、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、指定管理者制度ということで、再度更新をする必要がございますので、今回提出をさせていただくというものでございます。この募集に当たっては、公募によるものでございますが、小美玉農業公社1者のみの申請でございました。さきに関しました指定管理者選考委員会において、候補者として決定しておりますので、指定について提出させていただきたいと思っております。指定管理者の指定に当たっては、先ほども申しましたが、議会の議決を経ての指定となりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
戸田委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>【「なし」と呼ぶものあり】</p> <p>皆さんないようですので、それでは最後に議員のほうの話になりますけれども、例年の管外行政視察研修ですけれども、28年度は5月というようなことでしたけれども、29年度について、正副委員長一任でよろしいでしょうか。</p> <p>【「異議なし」と呼ぶものあり】</p> <p>そういうことで。以上をもちまして、皆様方には長時間にわたりありがとうございました。</p>
石井副委員長	<p>大変長時間にわたりまして、ご苦勞さまでございました。以上をもちまして、産業建設常任委員会のほうを閉会させていただきます。どうもご苦勞さまでした。</p>
	閉会 15:00